

令和5年度ケアプラン点検の実施報告

村上市 介護高齢課

1. 目的

介護保険法第1条の理念に基づき、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求しながらケアマネジメントに質の向上を図り、健全なる給付の実施を支援するため行う。

2. ケアプラン点検実績

令和6年2月から令和6年3月において書類審査及び面談によるヒアリングを実施した。

点検の対象としたプラン	点検実績
村上市内居宅介護支援事業所が作成したケアプランのうち、軽度者(要支援・要介護1)の①～③いずれかに該当するもの ①訪問介護(生活援助・身体介護)の利用が多いプラン(2件) ②支給限度額一杯までのプラン(1件) ③特殊寝台や車いす等の福祉用具貸与のプラン(R5年度該当なし)	村上地区1件(1事業所) 荒川地区1件(1事業所) 朝日地区1件(1事業所) 全3件(3事業所)

3. 点検結果

①～③について、下記の課題等を見出した。

アセスメント
<ul style="list-style-type: none">アセスメントは行われているが、対象者の日中の過ごし方や家族状況の詳細が提出された資料の中で確認できないケースがあった。口腔状況のアセスメントが不足している傾向がみられる。アセスメントが「利用者の意向や生活状況両方の分析をふまえた支援」につなげていないケースがみられた。
居宅サービス計画書(介護予防サービス・支援計画書)
<ul style="list-style-type: none">ケアプラン第2表において、サービスを受けることが短期目標となっているプランが見られた。ケアプラン第3表において、介護保険以外の「インフォーマルサービスや日常生活上の活動、セルフケア」の記載が少ない(全くない)プランがみられた。ケアプラン第5表について、記載手法のばらつきがあり、情報量にも差がみられた。作成に使用しているシステムの問題か、日付に矛盾のあるプランが見られた。

その他

- 災害時の対応について、緊急連絡先など整理しておく必要がある。
- 自費でヘルパー利用し受診しているケースについて、家族対応ができないか今一度確認していただきたい。
- 社会福祉協議会のささえあいボランティアをはじめとした、ボランティア人材が不足している。
- 介護サービスのニーズに対し、ケアマネジャーの人材が不足している。
- 単身高齢者の増加に伴い、支援者が不在の場合の対応に不安がある。

4. まとめ

今年度の点検についても、村上市内居宅介護支援事業所を対象として、件数を絞り3事業所を対象に実施しました。

いずれの事業所も、利用者側の意向を取り入れながら適切なアセスメントに基づいて介護（予防）サービスプランが作成されていました。

点検結果から見出した課題については、昨年度の点検で確認されているものもありました。ケアプランについては、担当ケアマネジャー以外の関係者も内容を把握しやすくなるよう、作成してください。

今後も単身高齢者の増加に伴い、支援者が不在であるような複雑なケースが増加していくことが見込まれます。利用者を支えるためには、介護（予防）サービスを提供するすべての事業所をはじめ、地域の関係者との関わりが必要との認識を再確認いただき、関係者との連携をさらに進めてください。